

令和2年第3回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和2年5月26日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	5月26日 午前10時00分		
	閉 会	5月26日 午前11時00分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	10	與 儀 常 次	11	嘉 陽 崇
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹		
	副 村 長	謝 花 良 竹		
	総務課 長	我那覇 隆 文		
	企画財政課長	田 港 朝 津		
	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子		
	福祉保健課長	宮 里 晃		

令和2年第3回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

令和2年5月26日（火曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第21号	令和2年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について	説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決
4	議案第22号	令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	
5	陳情第2号	新型コロナウイルス感染拡大に伴う村内商工業者等への支援について	討論・採決
6	陳情第3号	新型コロナウイルス感染拡大防止及び景気回復に向けた取組み並びに事業者への緊急支援について	討論・採決

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和2年第3回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番 與儀常次議員及び11番 嘉陽崇議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第21号 令和2年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第21号

令和2年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村一般会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億597万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月26日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,638,487	707	1,639,194
	2 国庫補助金	1,214,222	707	1,214,929
歳入合計		6,105,265	707	6,105,972

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		745,210	707	745,917
	3 戸籍住民登録費	34,572	707	35,279
歳出合計		6,105,265	707	6,105,972

以上です。

- 座間味 薫 議長 これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。9番山城 太議員。

- 9番 山城 太 議員 歳出について、質疑いたします。

7ページの個人番号カード交付事業、これは何名分なのか。これはマイナンバーカードだと思いますが、普段はどのように周知しているのか。その辺答弁を求めます。

- 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

- 仲村美奈子 住民課長 9番山城 太議員の質疑について、ご説明いたします。

まず何名分かというご質疑でございます。今回の交付決定に伴う理由につきましては、国がこのマイナンバーカードのセキュリティー管理等を委託している地方公共団体システム機構の固定をする事業費であったり、あるいは交付の件数に応じた事務費であったりということが算出根拠になっております。

現在、今帰仁村では申請者数が4月30日時点で866名、機構のほうでいろいろと発行の準備をしているのもありますけれども、実際に同じ時期に交付を受けている方が628名になっております。

それから周知の方法ですが、チラシ等を公民館に配付したり、窓口に置いたりということももちろんでございますが、不定期ではございますが、広報にも掲示をしてマイナンバーカードの推進に努めているところでございます。

- 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

- 9番 山城 太 議員 現時点で村内のマイナンバーカードを持っている方は何名、何%ぐらいなのか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ご説明申し上げます。

先ほど交付を受けた人数から628名と申し上げたところでございますが、総務省がこの交付決定をするにあたって人口をおさえている分が9,411名ということからしますと、6.7%ほどの交付率でございます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 村として、これは100%を目標にしているのか。目標にしているのであれば、どのような対策を講ずるのか。その辺の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ご説明いたします。

できるだけ交付率は高く持っていきたいと国のほうも思っているところでございますので、村としても、全面的に協力はしていきたいというところでございます。今、実際にマイナンバーカードを使うことで、住民の皆様がどのような利便性を感じるかということ。それから必要性を感じるかということが、まだちょっと周知不足もあるかと思っておりますので、この辺はしっかりとマイナンバーカードの目的を達成できるように周知をしっかりとしていくとともに、私ども住民課としては窓口での周知ももちろんですけども、税の申告の際にもマイナンバーカードの記入も協力依頼をしているところでございますので、税務署とのタイアップも今、力を入れているところでございますので、しっかりと周知をしていきたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第21号 令和2年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第21号 令和2年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻 午前10時09分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時12分)

日程第4. 「議案第22号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第22号

令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,969万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月26日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		274,624	1,323	275,947
	1 国民健康保険税	274,624	1,323	275,947
歳入合計		1,738,370	1,323	1,739,693

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰上充用金		1	1,323	1,324
	1 繰上充用金	1	1,323	1,324
歳出合計		1,738,370	1,323	1,739,693

以上です。

○ 座間味 薫 議長 これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時15分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時15分)

10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 この資料を出されたのは関連すると思って質疑いたしますけれども、平成30

年と平成31年と比較して、収入の単年度収入でということで、16億9,880万4,310円ということで、右に小計、単年度支出Bと16億849万4,198円と、収支差が9,031万112円という形でなっていて、収入合計マイナスの支出合計ということで、マイナス3,883万3,849円と平成30年度はなっております。この平成31年度も同じように見てみますと、平成31年度は単年度収入が17億1,326万2,091円、単年度支出の小計が単年度Bが16億7,575万784円ということで、差引きが3,751万1,307円ということで、一番下ですマイナスの132万2,542円となっていますけれども、年度を追うことによって、繰上充用金も少なくなっていて、これは過年度分まで計算してのマイナスだと思っておりますけれども、これは今後どうなっていくのか課長、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 10番與儀常次議員の質疑について、ご説明いたします。

今年度と前年度の事業年報の質疑になりますけれども実際、比較をすると単年度では3,700万円余りの収支差が出ていて黒字になっていますけれども、もちろん繰上充用金のものを差し引くと、まだ132万2,542円です。基本的に国保につきましては、医療費関係、保険税、国からの交付金等を踏まえて、年度会計をしていきます。現在、医療費の技術も上がってきているということもありまして、医療費も少しずつ増えております。もちろん健康づくり等も行っておりますけれども、必然的に上がっている部分もありますし、国等からの交付金につきましても、算定方法によって基準等が2年前の保険給付費を参考にした形での交付が決定される場所でもありますので、一概に減り続けるということは断言できません。ただし、健康づくりをしながら医療費を抑えながら、また税のほうも含めまして検討しながら、今後やはりこれまで同様、医療給付費を下げながら、税のほうのアップも踏まえながら総体的に見ていかなければならないと考えております。基本的には、現段階ではそういう結果にはなっております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 課長の説明では、今後あまり変わりはしないけどということで理解しているのか。それと来年、再来年と保険税がちょっとずつ上がっていった解消に結びつけるのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

去る平成30年には、1億3,000万円余りの一般会計からの法定外繰入れもありますし、基本的に令和元年度につきましては5,900万円余りの法定外繰入れもあります。そういう法定外繰入れに頼っている部分もありますので、今後含めてトータルで国保については考えていかなければならないと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第22号、国保の特別会計補正予算について、歳入について質疑いたします。

これは繰上充用に充てる金額だと思いますけれども、これは132万3,000円、これが不足といたしますか。繰上充用する。その中の割合としてこの歳入1節、2節、3節があるのか。割合でこれを出しているのか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいま8番與那勝治議員の質疑について、ご説明いたします。

現在、與那議員がおっしゃったとおりでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 資料B表をつけていただいて、大変見やすくなっておりますけれども、これだけ見てみますと、平成31年度支出のところではマイナスのところは介護分が歳入から歳出にいくとマイナスということになっておりますけれども、これは割合で見ると介護だけがマイナスではほかのところはマイナスになっていないわけなんですけれども、これはどういう状況なのか。例えば介護が多く出ているとしたら、この割合の変化もどんどん変わっていかないといけないかと思っておりますけれども、この辺の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

これは税率のほうで掛けているものでありますので、歳入実績に合わせているものではございません。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時24分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時28分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

国民健康保険につきましては、相互扶助の制度でありますので、實際上、介護保険料を徴収するのは40歳以上になります。その分にやはり介護分を上乗せすると、かなりその世代の負担が大きくなるということで、その辺のところを考慮しながら考えていかなければならないと考えておりますけれども、今ご指摘のあったものについては若干、この辺のところも考慮に入れて税率改正を行っていくことが望ましいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時28分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時29分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 答弁漏れがございました。

この税率につきましては、全国一律かということでありまして、それは各市町村単位、異なります。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 この40歳以上、介護分というのが出てくると思いますが、これについては、全国でまちまちになってくるのか。年齢を定めながらどのぐらいの率を納めなさいということが示されていないこと自体もおかしいと思うんですけれども、これはどんどん高齢化によって介護分は増えていくと思うんです。これをもう少し国が持ってくれるところもたくさんないといけないと思いますので、この辺はちょっと注目しながら、県に訴えるところは訴えて、国に訴えるなりこれはしないといけないと思いますけれども、この辺の県から何らかの示されたものがあるのかどうか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

人口割合といいますか。分布割合によって、やはりこの辺につきましては、都会と田舎のほうでは、やはりこの割合が変わってくるかと思えます。そういったところも踏まえて、一応は考えなければならないかと思っておりますけれども、現在今のところ、こちらのほうでは国からきちんと示されているのかについては、まだ把握できておりません。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで歳入の質疑を終ります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 歳出について、質疑いたします。

繰上充用金132万3,000円ということで、B表が手元にありますので、これも確認したいというところがありますけれども、これは平成30年度が一般会計が1億2,000万円から5,900万円、約半分に圧縮されているという形で理解していますけれども、一般会計からの繰入れですね。プラス繰上充用も前年と比べると3,700万円のマイナス、圧縮されているということでも理解しているところでもありますけれども、県のほうが支出金がプラス6,600万円ほど上乘せされているというところでもあります。この辺はやはり県の持ち分、県の支出金が大きくなってきているところが今の国保会計の改善につながっていると、理解はしているんですけども、この辺は去年でしたか、医療費とある程度リンクさせながらの、この辺県の支出金とかというところもあったので、その辺の6,600万円の増の要因と、あと国庫支出金が前回ゼロなのが、今回128万8,000円入っているんですけども、それも含めた説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの2番上原祐希議員の質疑について、ご説明いたします。

まずは都道府県支出金につきましては、6,600万円余りの増になっております。医療費の伸びは減っているわけではございませんけれども、この1号交付金というんですけども、普通交付金、保険給付費等交付金につきまして、実はこの平成30年度から国民皆保険制度の改定により、県と市町村で共同で運営することになっております。その制度改正の際に、支出分の保険給付費から出産一時金や葬祭費等を除いた支出の部分について、この交付金で補填されることになっております。ただし、その補填の財源につきましては、国民健康保険事業納付金で、またこちらから支出をするわけなんですけれども、その支出につきましては2か年前の医療費の状況を見て、2年後にこの納付金が反映されるということでありまして、そこが逆に言ったら2年前、給付が多くなると、2年後には納付金も多くなると。そういったバランスが今のところ、きちんと当てはまっているので、出るものは少ない。交付金は今は多いということになっているので、そういう状況になっています。これからすると次年度の納付金につきましては、こちらの見込みなんですけれども、3,600万円、逆にまた上がる見込みも出ております。ここ、数年はピークに達していくだろうというところなので、その辺のところにつきましては、次年度以降については支出がある意味では納付金として支出が増える可能性も非常に高いので、たまたま今回につきましては、収入と支出のバランス的なものによってとどまっているというところでもございます。国庫支出金の128万8,000円については、私の記憶するところでは、システム改修費であったのではと、記憶しておりますけれども、後ほどま

たきちんと確認して、ご説明したいと思います。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 先ほどの説明で、支出のほうの国民健康保険の事業の納付金のほうが、来年は3,600万円ほど上がるのではないかとということで理解いたしました。単純に収入、県の支出金が6,600万円の増で、今回の右側の支出のほうの部分のプラスが約6,700万円ほどだったので、その辺は単純に県のほうでしっかりと見ていく形なのかな、そういう理解だったんですけども、そういう簡単な話ではないというのも含めて理解いたしました。

今回、繰上充用金が132万3,000円で、前年比で3,700万円圧縮されているということなので、次年度のいわば前借りしているという話になりますので、その分は3,700万円プラスアルファからのスタートになるという単純な感覚でいうと、そういう話なのかなと思っていまして、であれば今、約5,900万円の一般会計からの繰入れとかあるじゃないですか。3,700万円浮いている分をそこに当てはめて、一般会計からの繰入れも減らしつつという方向性も見いだせるのかどうか。来年を見据えた方向性として、そういうふうな形で解釈できるのかどうか、確認します。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

非常に単純ではないというのは、医療費、基本的には医療費の伸びもあります。そういったところを踏まえると一般会計からの繰入れも昨年は、まだ5,900万円余りの法定外繰入れがあります。今年度に限っては当初予算のたしか1,000万円の法定外繰入れとなっておりますので、その辺につきましては、実際医療費が、年々伸びている傾向の中にありますので、この辺につきましては、やはりまだまだ厳しい状況は続くというところで、踏まえております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 医療費は確かに7,300万円ほど単純に保険給付費だけを見れば、それぐらいは上がっていると思うので、伸びは今後も伸び続けるだろうというのは理解しております。その中でやはりある程度、改善の方向に見えはするので、その辺でやはり今、先ほど課長の答弁でもありましたけれども、国民健康保険税の改正というところも、今見据えているという話もあったんですけども、なかなかこれを上げるときもやはりほかのところと比べると、若干、今帰仁村は高いところもあるということもあるので、その辺の方向性が今、どういうふうに反映させて設定していくかということも、まだ自分たちは理解できていないところもあるんですけども、その辺毎年こういうふうに県の指導というか、毎年度、毎年度この状況を見て県のほうから、こういうふうな指導みたいなものも含めて、大体示されていくものなのかですね。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

今の質疑につきましては原則、国民健康保険に関しては、特別会計でありまして、その会計内で運営するというのが原則であります。ただしこういう今帰仁村という高齢者の多い地域につきましては、所得を持っていない世帯、被保険者が多いということと、自営業であっても零細というところで、非常にこの税

に反映させ、税率を単純に上げるとなると、被保険者の負担がかなり大きくなると考えております。この辺につきましては、やはり制度自体、国民皆保険ということで、共済保険とかいろんな保険に加入できない方が一応は入って、国民皆保険制度が成り立っておりますので、そういう方たちのやはりこの負担を減らすために一般会計で今、行っておりますけれども、制度自体を見直してその補填を考えるべきではないかというのは、これまでずっと議論されておりますし申請、前期高齢者への納付金等に関しても確かに、私が以前担当していたときには、県として国のほうへ要請にも上がったし、そういった制度上の穴が開いている部分については、国の責任でどうにか制度に補填できるような取組は、考えていかなければならないのではないかと考えておりますので、これも引き続きそういった形で、1市町村ではなくて、県全体で今後も要請していく方向で動いているというところでございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時43分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時44分)

ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 歳出に関して質疑いたします。

今いろいろと各議員のほうから、国保の運営に関しての質疑がありましたので、自分もちょっと今、説明を受けて分かりづらい部分があって、改めてもう一回確認をしたいのですが、国保の税等に関して、今まで各市町村、自治体が国保を運営していた中で、どうしても高額医療とか、そういったものが急激にあって、国保の運営が各自治体で難しいと急な高額医療によつての財政補填をしたということで、県、市町村が合同で国保を運営するようになって、ある意味、国、県が定めた算定した国保税を市町村はその基準に沿って、国保を徴収するような形をとって、ある意味高額医療があったとしても、それは県が市町村の財政に負担をかけないように補填をしながら、健全な運営をするというところで自分は解釈していたんです。それで各市町村は県が算定したものに沿って、段階的に上げていきながら国保を安定的に運営すると。ただし、ずっと高額医療が続くとさらにまた上がっていくので、各自治体は高額医療にならないように、今婦仁村は村民の健康の維持を徹底的にやっていくという形のスタイルだというふうに理解したんですけれども、改めてもう一度、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑について、ご説明いたします。

疾病によっては、かなりの医療費がかかるというところでありまして。これにつきましては、医療費がかかった場合には、自己負担につきましては、上限が設けられておりまして、それ以上のものについては保険給付費、もしくは高額医療費で補填されます。高額医療費に関しては、もちろんその辺のところは、今婦仁村からも一定の金額を支出して、急激に市町村がこの高度医療によつて、疾病者が増えることによつて、保険給付費が増えた場合に対応する形で、その分が納められてきます。これはこれまでどおり変わらずというところで考えておりますけれども、そういったところを踏まえて、県全体の広域化をすることによつて財政の安定化も含めて図るところなので、これについては今おっしゃるようなところについては、そういった形で補填されていくというところなんです。ただし、療養給付費が出ることは出ますので、先ほどお話をした2年後にこの保険事業納付金に若干、跳ね返ってくることは想定されます。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 もう一回、改めて整理したいんですけども、やはり2年後に算定されるということで、このような高額医療が続くとやはり保険税は上がるので、それもまた上げていかないと赤字とかいうのは解消していかないというところの中で、なるべく高額医療や病気にかからないような取組を各市町村は取り組んでいながら、県が突発的な財政負担を和らげて、健全な運営をしていくと。それで県はある意味、保険税に関しては、ここはこのぐらいは基準でとってくださいということを示されていますよね。示していないではなくて示されていましたよね。その辺をちょっと、自分が聞いていると何か示していて、前に見たことがあるけどなというふうなことがあったので、一応は今帰仁村としては、これぐらいの国保税をとってくださいと。そうすれば健全な運営ができますよと。

ただし、これはずっと一生ではなく、今後また医療費がどんどん今帰仁村が膨れ上がっていくと、それは上がっていきますよと。だから病気にかからないように、各自治体は取り組んでくださいという解釈でよろしいですよ。はい。もう一回、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

ただいまの5番議員のおっしゃったとおりでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 国保、歳出について質疑いたします。

本年度の繰上充用金は132万3,000円ですか、今回の。ということで単年度収入から単年度支出を引いて、去年の繰上充用額をマイナスにしたのがこの金額だと思うんですが、A表、B表を比較して、この132万円というのは、後ほど変動もあるのかですね。というのが、去年の平成30年度のB表なんですけど、法定外繰入金が去年渡された金額と、今日渡された金額が去年が1億3,100万円だったのが1億2,500万円、今回に載っていて、これは収入の一般会計繰入金の財政安定化支援事業のほうが多くなっていて、また支出なんですけど、財政安定化基金拠出金ですか。これのほうでその他支出金ですか、このほうがちょっとこれはプラスになっています支出のほうか。前年度繰上充用が金額4,500万円余りだったのが、3,800万円に今回、説明に載っていて、この繰上充用金は今後、調整しないといけないのか。やはり国保事業、大変理解するのは我々難しいんですが、やはり県との調整のやり取りの中で、やはり後からちょっと調整が出てきたり、そういったことがあるのか。今後そういったことも考えられるのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時51分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

現在の決算につきましては、昨年繰上充用金が3,823万3,849円で、今回の計上している繰上充用金が132万4,000円ということになっております。これにつきましては、5月18日付での税の収入も含めて、支出も含めておさえた金額となっております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第22号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第22号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「陳情第2号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う村内商工業者等への支援について」を議題とします。

お手元に配りました陳情第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第2号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う村内商工業者等への支援について」は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第2号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う村内商工業者等への支援について」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「陳情第2号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う村内商工業者等への支援について」は、採択することに決定いたしました。

日程第6. 「陳情第3号 新型コロナウイルス感染拡大防止及び景気回復に向けた取組み並びに事業者への緊急支援について」を議題とします。

お手元に配りました陳情第3号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省

略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第3号 新型コロナウイルス感染拡大防止及び景気回復に向けた取組み並びに事業者への緊急支援について」は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第3号 新型コロナウイルス感染拡大防止及び景気回復に向けた取組み並びに事業者への緊急支援について」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「陳情第3号 新型コロナウイルス感染拡大防止及び景気回復に向けた取組み並びに事業者への緊急支援について」は、採択することに決定いたしました。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第3回今帰仁村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前11時00分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 與 儀 常 次

署名議員 嘉 陽 崇